

PPAによる所有地を活用した太陽光発電設備設置事業の 事業者を公募します

東京都は、「隗より始めよ」の意識の下、自らの率先行動として、都庁舎をはじめとする所有施設のゼロエミッション化を進めています。

このたび、この具体的な取組の一つとして、**PPA*による所有地を活用した太陽光発電設備の設置事業を行うための事業者を下記の通り募集します**ので、お知らせします。

記

1 事業の概要

(1) 事業名

所有地活用型太陽光発電設備設置事業

(2) 事業内容

民間事業者が都から賃借した所有地で太陽光発電設備の設置及び運営を行い、事業者から再生可能エネルギー電気を購入する。(別紙の事業スキーム図を参照)

(3) 設置予定所有地

農林総合研究センター青梅庁舎(青梅市新町六丁目7番1号)

(4) 事業期間

設備の設置期間、撤去等の原状回復期間を含めて最長20年間

2 主なスケジュール

参加申込書受付: 令和4年11月22日(火)から12月23日(金)午後5時まで

企画提案書等の受付: 令和5年1月4日(水)から1月31日(火)午後5時まで

ヒアリング: 令和5年2月6日(月)

事業者決定: 令和5年2月中旬予定

3 その他

公募の詳細等は、財務局ホームページに掲載の公募要項等をご確認ください。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/tochousha/shoene/index.html>

本件は、「『未来の東京』戦略」を
推進する事業です。
戦略14 ゼロエミッション東京戦略



問合せ先

< 事業に関する事 >

財務局建築保全部庁舎整備課調整担当

電話 ダイヤルイン 03-5388-2784

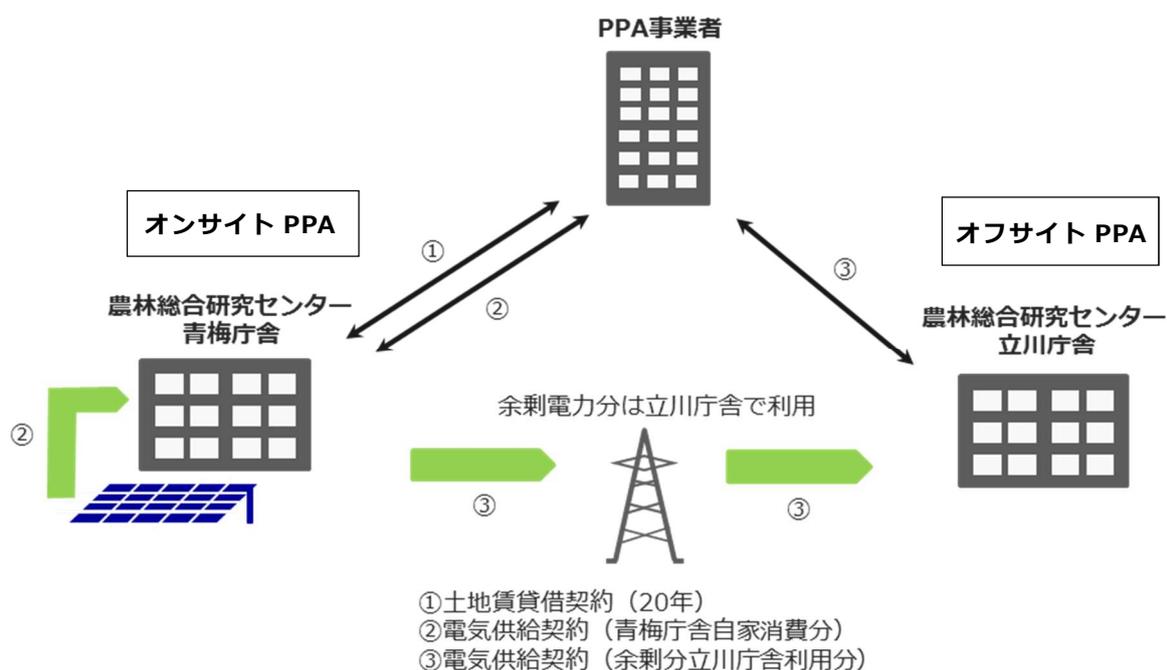
< 所有地、所有施設に関する事 >

産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当

電話 ダイヤルイン 03-5320-4842

事業スキーム図（都有地を活用したオンサイト・オフサイト併用型 P P A）

- ・東京都は PPA 事業者にも有地を賃貸します。
- ・ PPA 事業者は有地に太陽光発電設備を設置し、運営の上、農林総合研究センター青梅庁舎で自家消費する分については、青梅庁舎に再生可能エネルギー電気を供給します。（オンサイト P P A）
- ・青梅庁舎で自家消費する分以外の余剰の再生可能エネルギー電力については、農林総合研究センター立川庁舎で利用します。（オフサイト P P A）



* P P A（Power Purchase Agreement：電力購入契約）モデル

P P A 事業者（発電事業者）が施設に太陽光発電設備を設置し、需要家（消費者）は設備で発電した電気を購入する契約。需要家は設備を所有せず、初期費用の負担や維持管理なく再生可能エネルギー電気をを使用することができる。

